

○海上保安大学校競争的研究費申請等要領

制定 平成 21 年 2 月 6 日達第 7 号

改正 平成 21 年 3 月 4 日達第 16 号

平成 28 年 3 月 22 日達第 10 号

令和 3 年 12 月 10 日達第 4 号

海上保安大学校競争的研究費申請等要領

(目的)

第 1 条 この要領は、海上保安大学校における競争的研究費の管理に関する規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、競争的研究費の申請手続きに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において「本校外」とは、海上保安大学校以外の機関をいう。

(申請)

第 3 条 本校の教職員は、競争的研究費を申請するときは、申請書類及び公募要領の写しその他申請に必要な書類を国際海洋政策研究センター（以下「センター」という。）に提出するものとする。

2 本校の教職員が、本校外に共同研究者、研究分担者又は研究協力者（以下「共同研究者等」という。）を求め、自らが研究代表者となって競争的研究費を申請しようとするときは、文書により、共同研究者等が所属する機関の長の承諾を得なければならない。

3 センターは、第 1 項の規定により提出された書類について、不備のないことを確認し、大学校長に報告した後、申請手続きを行うものとする。

(共同研究者等)

第 4 条 本校の教職員が、本校外の機関の研究者を研究代表者とする研究に共同研究者等として参加しようとするときは、大学校長の承諾を得なければならない。

(通知)

第 5 条 センターは、競争的研究費交付機関から当該競争的研究費交付の内定及び決定の通知があったときは、大学校長に報告した後、申請を行なった本校の教職員、事務局長及び当該競争的研究費により研究を行うに当たり必要と認められる者に通知するものとする。

(雑則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 2 月 6 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 4 日達第 16 号）

この要領は、平成 21 年 3 月 4 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日達第 10 号）

この要領は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 10 日達第 4 号）

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。